

東京都板橋区行政不服審査専門員設置要綱
(令和元年 11 月 25 日 区長決定)

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第 41 号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により審理員に指名する職員として、行政不服審査専門員を設置し、及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 行政不服審査専門員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

- 第 2 条 行政不服審査専門員は、審理員意見書の作成その他の法の規定により審理員の権限とされた職務を行うものとする。

(設定数)

- 第 3 条 行政不服審査専門員の設定数は、1 人とする。

(任用)

- 第 4 条 行政不服審査専門員は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 法律又は行政に関して優れた識見を有する者
- (2) 弁護士資格を有する者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、総務部長が別に定める。
- 3 行政不服審査専門員の任用は、発令通知書（別記第 1 号様式）による。
- 4 行政不服審査専門員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第 2 号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第 5 条 行政不服審査専門員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
- (2) その他総務部総務課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

- 第 6 条 行政不服審査専門員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、行政不服審査専門員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

- 第 7 条 行政不服審査専門員に対する分限は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び職員の分限に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 14 号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

- 第 8 条 行政不服審査専門員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 15 号）の定めるところによる。

(服務)

- 第 9 条 行政不服審査専門員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和 44 年板橋区訓令甲第 2 号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

- 第 10 条 行政不服審査専門員の勤務時間等は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 勤務日数は月 11 日以内とし、勤務日は課長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1 日につき 3 時間 30 分とし、勤務時間の割振りは、原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間で課長が定める。
- 2 前項に定めるもののほか、行政不服審査専門員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）

第 11 条 行政不服審査専門員の勤務場所は、課長が定める。

（休暇等）

第 12 条 行政不服審査専門員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第 13 条 行政不服審査専門員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第 14 条 行政不服審査専門員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第 15 条 行政不服審査専門員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第 16 条 行政不服審査専門員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

（人事評価）

第 17 条 行政不服審査専門員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

発令通知書

(氏名)	
(所属) 総務部総務課	
(発令内容)	
職名	行政不服審査専門員
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
報酬	会計年度任用職員の給料及び報酬の額を定める規則
年 月 日	
発令権者	板橋区長

勤務条件通知書

年 月 日

様

事業場名称・所在地 東京都板橋区総務部総務課
 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
 任命権者職氏名 東京都板橋区長

契約期間	期間の定め有り(※) (年 月 日 ~ 年 月 日)
就業の場所	総務部総務課
従事すべき業務の内容	審理員意見書の作成その他の行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた職務
勤務日数、始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日数 2 始業・終業の時刻等 始業(8時30分) 終業(17時15分)までの間の1日3時間30分 3 休憩時間(分) 4 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、東京都板橋区行政不服審査専門員設置要綱第10条のとおり
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・非定休日；週 月当たり 日、その他() ○詳細は、板橋区 設置要綱第 条～第 条のとおり
休暇	1 年次有給休暇 繰越； 日 付与日数； 日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり 2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり
報酬	1 基本報酬・イ 月額(円)、ロ 日給額(円)、 ハ 時間額(円) ニ その他(円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円/ : 計算方法:) ロ(手当 円/ : 計算方法:) ハ(手当 円/ : 計算方法:) ニ(手当 円/ : 計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超()%、所定超()%、法定内()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()%、 ハ 深夜()% 4 報酬締切日-毎月 末日 5 報酬支払日-毎月15日 ※その他(期末手当等)は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のとおり
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 []
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金：有・無 共済組合(短期組合員)：有・無 ・雇用保険の適用(有・無) ・その他(年度途中の増額・減額改定により、上記の報酬等が変更になる場合あり)

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()]
-------	---